

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人らが、避難費用（生活費増加費用を含む）、一時立入費用及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1 及びX 2（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①避難費用

②一時立入費用

③精神的損害（ただし、政府による避難等の指示等により、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的損害及び今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的損害に限る）

④生活費の増加費用

期 間 自 平成23年3月11日

至 平成24年2月29日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、不可分的に3,954,308円の支払義務があることを認める。

（内訳）

損害項目 ①避難費用 336,000円

②一時立入費用 50,000円

③精神的損害（ただし、政府による避難等の指示等により、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的損害及び今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的損害に限る）

2,920,000円

④生活費の増加費用 648,308円

3 仮払補償金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、仮払補償金として、不可分的に1,600,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間には何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月5日

(仲介委員長 伊藤紘一、仲介委員 権田光洋、同 植村京子)